

掛川市告示第74号

掛川市勤労者住宅建設等資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月10日

掛川市長 松 井 三 郎

第6条第2号中「期間以内」を「期間を限度とし、5年を単位」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。